

## 第3章 防 灾 组 织

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るために、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

町の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として町防災会議があり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各機関はそれぞれ災害対策本部等を設置して応急対策活動等を実施するものとする。

### 第1節 組織計画

本町における防災会議の組織、運営、災害時における体制に関する計画は、次に定めるところによる。

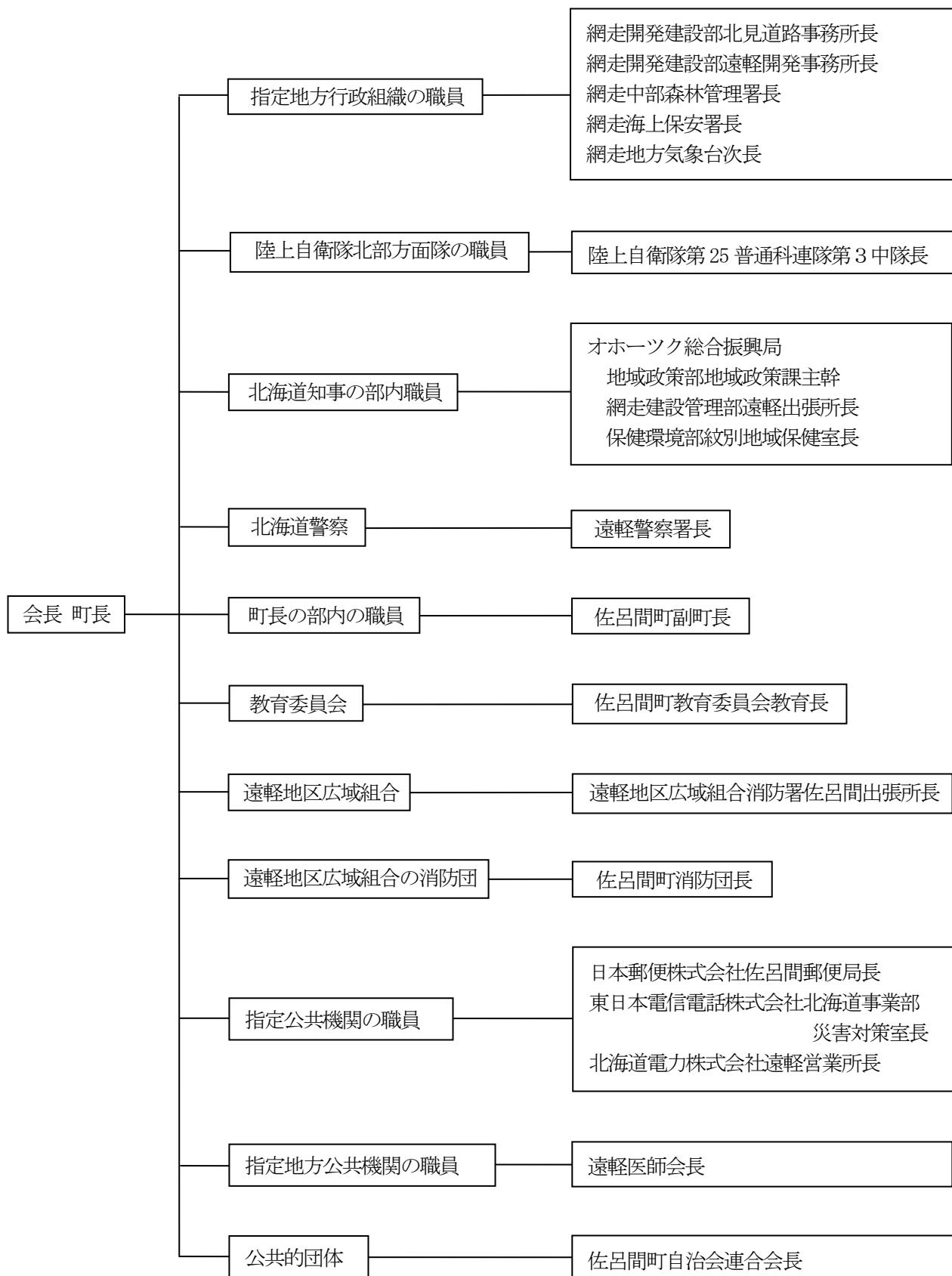
#### 第1 佐呂間町防災会議

町防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく佐呂間町防災会議条例（昭和38年条例第23号）第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整を行うものである。

##### 1 町防災会議の組織

町防災会議の組織は、次のとおりである。

## 1 町防災会議



## 2 町防災会議の運営

佐呂間町防災会議条例の定めるところによる。

## 資料編（2－1 佐呂間町防災会議条例）

**第2 災害対策本部**

町長は、町の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、基本法第23条の2に基づき、次により本部を設置し、防災活動を推進するものとする。

**1 設置**

## (1) 設置基準

本部は、基本法第23条の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

災害対策本部設置基準	
風 水 害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき</li> <li>・多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき</li> <li>・多くの地域で避難勧告や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき</li> <li>・多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき</li> </ul>
雪 害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき</li> <li>・孤立集落やライフライン被害の発生により対策が必要なとき</li> </ul>
地 震 (津 波)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別警報（震度6弱以上）が発表されたとき</li> <li>・オホーツク海沿岸部に特別警報（大津波警報）が発表されたとき</li> <li>・地震（津波）による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき</li> </ul>
大 事 故 等	
海上 災 害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量の油等が流出し、漁業や環境に大規模な被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき</li> <li>・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき</li> <li>・多くの死傷者が発生したとき</li> </ul>
航 空 災 害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき</li> <li>・航空機が消息を絶ったとき</li> </ul>
道 路 災 害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害が大規模なとき</li> <li>・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき</li> </ul>
危険物等災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害が大規模なとき</li> <li>・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき</li> </ul>
大 規 模 火 災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害が大規模なとき</li> <li>・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき</li> </ul>
林 野 火 災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想されるとき</li> <li>・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき</li> </ul>
冷(湿)害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地で冷(湿)害被害が発生したとき</li> </ul>

## (2) 名 称

佐呂間町〇〇〇災害対策本部とする。

ただし、〇〇〇は、災害名を付するものとする。

## (3) 設置場所

本部は、原則として本庁舎に設置する。

## (4) 通 知

町長は、本部を設置したときは、直ちに本部員に通知するとともに、速やかに、次の機関に通知する。

ア オホーツク総合振興局

イ 佐呂間町防災会議構成機関

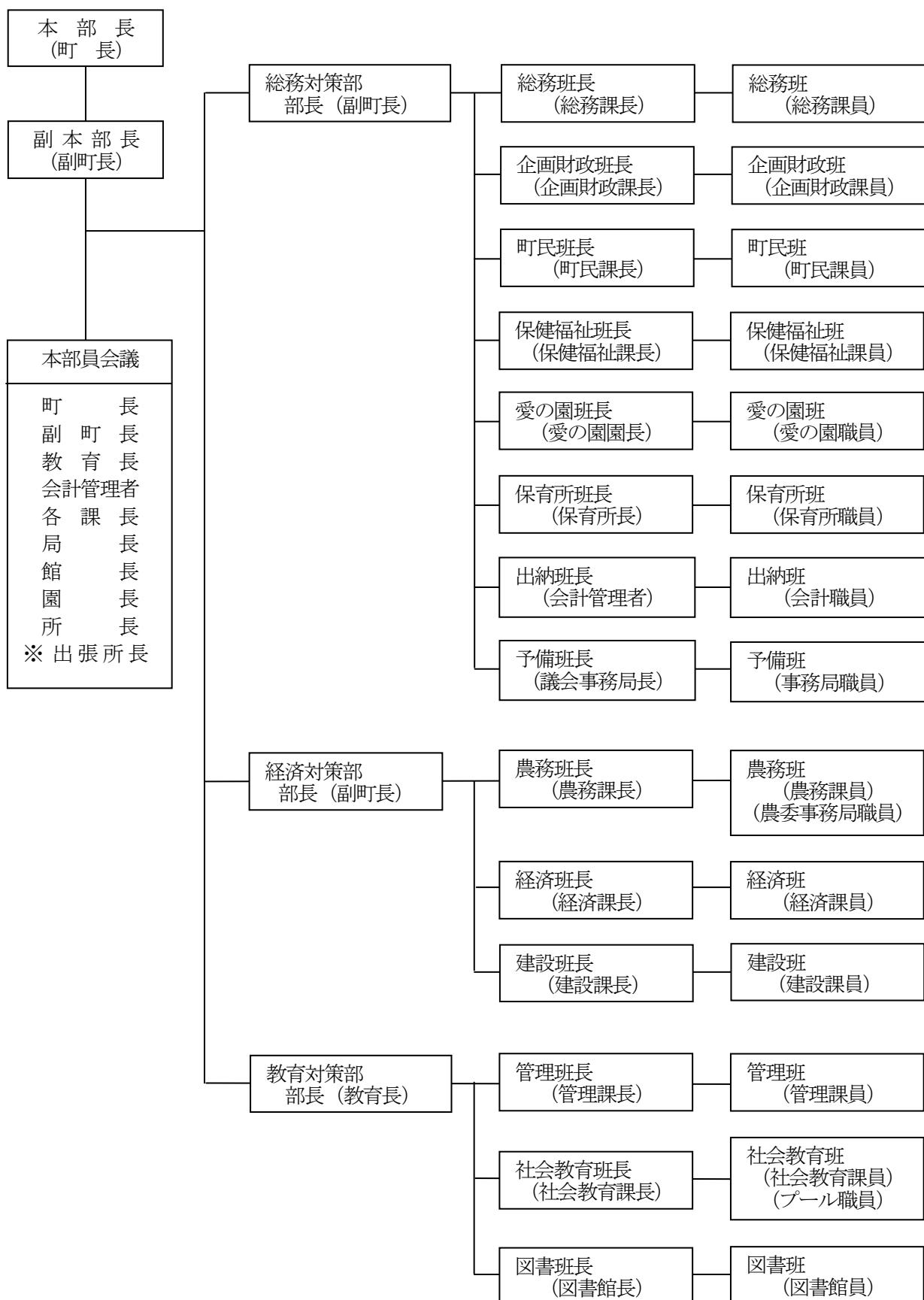
ウ 隣接の市町

**2 廃 止**

町長は、災害の発生するおそれが解消したと認めた場合、又は災害応急対策活動がおおむね完了したときは廃止する。

なお、廃止の通知は、設置の場合に準ずる。

## 3 組織



**4 運営**

本部の運営は、佐呂間町災害対策本部条例（昭和39年条例第23号）に定めるところによる。  
 資料編（2-2 佐呂間町災害対策本部条例）

**5 業務分担**

本部の業務分担は、次に定めるところによる。

**災害対策本部の所掌事務****(1) 総務対策部**

班名	業務分担
総務班	1 災害対策本部の本部員との連絡に関すること 2 災害対策本部の設置運営に関すること 3 防災会議との連絡調整に関すること 4 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の受理伝達及び対策通報 5 自衛隊の派遣要請に関すること 6 国、道に対する要請及び報道に関すること 7 本部記録、災害記録に関すること 8 応急措置及び復旧対策の調整に関すること 9 住民に対する警報、避難命令に関すること 10 住民組織との連絡及び協力に関すること 11 災害時の交通安全対策に関すること 12 報道機関との連絡調整に関すること 13 防災計画に基づく職員の配置計画に関すること 14 本部職員の非常招集に関すること 15 災害対策従事者の公務災害補償に関すること 16 本部職員の食料及び寝具の調達供給に関すること 17 支援活動団体等の配備調達に関すること 18 本部長、副本部長の秘書に関すること 19 災害視察者の接遇に関すること 20 被災者生活再建支援法の事務手続きに関すること 21 他の部及び班に属さないこと
企画財政班	1 救助法の適用業務に関すること 2 災害救助費の予算経理に関すること 3 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること 4 通信連絡機能の確保に関すること 5 災害現地等との連絡、伝達、通信等に関すること 6 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること 7 被災者の町税減免に関すること 8 住民の避難誘導に関すること 9 支援物資等の受付、保管及び配分に関すること 10 住民に対する災害情報等の広報に関すること 11 その他、財務業務に関すること
町民班	1 災害情報及び措置等の収集、報告に関すること 2 救出活動に関すること 3 災害における廃棄物の処理に関すること 4 災害報道記事及び災害写真等収集に関すること 5 ペット動物の収容調整に関すること 6 地域担当員との連絡調整に関すること 7 その他、情報業務に関すること

## (1) 総務対策部(つづき)

班名	業務分担
保健福祉班	1 救助法に基づく救助の実施に関すること 2 災害応急物品等の調達に関すること 3 被災者に対する応急生活援助物資の配分に関すること 4 被災世帯名簿の作成に関すること 5 日赤救助活動との連絡調整に関すること 6 り災者の炊き出しに関すること 7 り災者に対する各種福祉資金に関すること 8 人的被害の取りまとめ及び遺体の収容安置に関すること 9 行方不明者の捜索に関すること 10 避難場所の開設及び管理に関すること (1) 収容者の把握、記録作成 (2) 日誌、記録作成 (3) 施設の防火、秩序の維持環境整備 11 災害時の防疫及び清掃に関すること 12 被災地の伝染病予防及び患者の収容に関すること 13 医療機関、医師等の動員計画作成及び実施に関すること 14 救急薬品、衛生資材の供給確保に関すること 15 被災地及び避難場所の保健指導に関すること 16 ボランティアの受入に関すること 17 その他、救急業務、保健業務に関すること
愛の園班	1 施設入園者の避難誘導に関すること 2 施設の被害調査及び災害復旧対策に関すること
保育所班	1 施設入所者の避難誘導に関すること 2 施設の被害調査及び災害復旧対策に関すること
出納班	1 災害時の出納事務に関すること 2 義援金の受付、保管に関すること
予備班	1 緊急応援に関すること 2 災害情報等の収集及び報告に関すること 3 各班関連対策業務の連絡に関すること 4 各対策部への応援協力に関すること 5 その他特命事項に関すること

## (2) 経済対策部

班名	業務分担
農務班	1 農地及び農業用施設との被災調査並びに応急対策に関すること 2 農産物の被害調査及び応急対策に関すること 3 被災地の病害虫の防疫に関すること 4 農地の火災予防に関すること 5 家畜、畜舎の被害調査及び応急対策に関すること 6 災害時の農、畜産関係資金の融資に関すること 7 被災地の家畜の伝染病予防及び防疫に関すること 8 家畜飼料の確保に関すること 9 農作物種苗等生産資材の確保に関すること 10 その他、農業業務に関すること
経済班	1 水産関係被害調査に関すること 2 被害の応急措置及び復旧対策に関すること 3 遭難漁船の救助に関すること 4 出漁漁船の遭難連絡に関すること 5 災害時の水産関係資金融資に関すること

## (2) 経済対策部(つづき)

班名	業務分担
経済班 (つづき)	6 山林、林業用施設の被害調査に関すること 7 林野の火災予防に関すること 8 災害時の林産関係資金の融資に関すること 9 商工業関係被害の調査に関すること 10 被災商工者及び観光関係業者の金融相談及び応急対策に関すること 11 観光関係被害の調査に関すること 12 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関すること 13 災害時における燃料の需給等の調整 14 その他、水産業務に関すること 15 その他、林産業務に関すること 16 その他、商工業務に関すること
建設班	1 道路、河川、橋梁及び堤防等の被害調査及び防災措置要請に関すること 2 河川水位及び雨量の情報収集並びに報告に関すること 3 危険水防区域の警戒巡視に関すること 4 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関すること 5 災害時の物資資材及び避難のための緊急輸送計画の作成及び実施に関すること 6 災害時の土木建設用機械の運用計画の作成及び実施に関すること 7 労務供給対策に関すること 8 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び復旧対策に関すること 9 市街地の浸水防止対策に関すること 10 障害物の除去に関すること 11 災害時の土木建設機械の確保及び輸送に関すること 12 水防資器材の備蓄及び点検に関すること 13 公園、緑地街路樹等の被害調査及び応急対策に関すること 14 救出活動に関すること 15 災害時輸送に関すること 16 被災家屋等の実地調査に関すること 17 公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること 18 応急仮設住宅の建設に関すること 19 危険度判定実施本部に関すること 20 避難所、炊き出し所及び救護所の設営工事に関すること 21 災害時の建設用復旧資材の需給計画に関すること 22 その他、管理業務に関すること 23 その他、建築、建設業務に関すること 24 簡易水道・下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 25 応急作業に必要な資器材の確保及び輸送に関すること 26 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること 27 機動給水に関すること 28 排水調整に関すること 29 災害情報の受理、収集、報告及び関係機関との連絡に関すること 30 その他、簡易水道・下水道業務に関すること

## (3) 教育対策部

班名	業務分担
管理班	1 児童・生徒の応急避難計画の作成及び実施に関すること 2 教育施設の応急利用に関すること 3 児童・生徒のり災状況の調査に関すること 4 応急教育の確保及び被災児童・生徒の教科書、学用品等の支給に関すること 5 教職員の動員に関すること 6 被災児童・生徒の健康管理及び給食に関すること

## (3) 教育対策部(つづき)

班名	業務分担
管理班 (つづき)	7 文教施設の被害調査及び応急処理、復旧対策に関すること 8 その他、文教施設に関すること
社会教育班	1 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 社会教育施設の応急利用に関すること 3 社会教育施設利用者の避難誘導に関すること 4 文化財の被害調査及び保全に関すること 5 その他、社会教育施設に関すること
図書班	1 施設入館者の避難誘導に関すること 2 施設の被害調査及び災害復旧対策に関すること 3 その他、図書館の施設に関すること

## 第3 配備体制

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害予防・応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要な配備体制をとるものとする。

## 1 配備体制の種類と基準

## (1) 警戒配備

基準	警戒配備参集者	警戒配備の内容
1 佐呂間町に暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮、津波又は洪水に関する気象警報が発表され、局地的に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 町内で震度4の地震が発生したとき。 3 火災、爆発によりさらに延焼等が予想され、所要の対策が必要と認められるとき。 4 その他町長が必要と認めたとき。	副町長、教育長、各課長等	1 気象に関する情報及び災害情報等の収集及び伝達 2 防災関係機関との連絡調整 3 災害危険地域等の警戒巡回 4 災害応急対策 5 本部体制への移行準備

## (2) 非常配備

配備種別	配備基準	配備内容	任務
第1 非常配備	1 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する警報又は情報等を受けたとき 2 震度4の地震が発生したとき 3 オホーツク海沿岸に「津波注意報」が発表されたとき 4 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	情報連絡のための各対策部の班長及び総務対策部総務班をもってあたるものとし、状況によりさらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする	1 情報の収集及び伝達 2 関係機関との連絡調整
第2 非常配備	1 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき 2 震度5弱及び5強の地震が発生したとき 3 オホーツク海沿岸に「津波警報」が発表されたとき 4 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	各班の所要人員をもってあたるもので、災害発生とともにそのまま直ちに非常活動が開始できる体制とする	1 情報の収集及び伝達 2 関係機関及び各対策部との連絡・連携 3 応急措置の実施

## (2) 非常配備(つづき)

配備種別	配 備 基 準	配備内容	任 務
第3 非常配備	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき 2 震度6弱以上の地震が発生したとき 3 オホーツク海沿岸に「大津波警報」が発表されたとき 4 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	本部の全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする	1 災害対策業務の実施

## 2 職員の動員配備

町長は、災害を最小限度に防止するため、災害の種類・規模に応じて適切な職員配置を行うため、配備基準に基づき、連絡体制、配備する人員などをあらかじめ配備計画として定めるものとする。

## 3 配備体制の特例

町長は、災害の状況その他必要があると認めるときは、特定の部又は班に対して、種別の異なる指令を行うことができる。

## 4 配備体制の解除

各部における配備体制の解除は、町長が指令する。

## 5 遠軽地区広域組合消防本部・消防署(出張所)・佐呂間町消防団に対する協力要請

遠軽地区広域組合消防本部・消防署・佐呂間町消防団(以下「消防機関」という。)の災害時における活動については、消防計画によりその実施に当たるものであるが、消防機関に対する協力要請は、遠軽地区広域組合管理者又は消防長に対して行うものとする。

## 第2節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震現象を除く。）及び水象（地震に密接に関連するものを除く。）等の特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等に関する計画は、次に定めるところによる。

### 第1 予報区及び注意報・警報に用いる細分区域名

#### (1) 一般予報区

予報区	一次細分	市町村等をまとめた地域	市町村名
網走・北見・紋別地方 (網走地方気象台)	網走地方	網走西部	北見市常呂
			網走市
			佐呂間町
			大空町
		網走東部	斜里町
			清里町
			小清水町
		網走南部	美幌町
			津別町
	北見地方		北見市北見
			訓子府町
			置戸町
	紋別地方	紋別北部	紋別市
			滝上町
			興部町
			西興部村
			雄武町
		紋別南部	遠軽町
			湧別町

#### (2) 海上予報区

担当気象官署	地方海上予報海域名	細分海域
札幌管区気象台	日本海北部及びオホーツク海南部	サハリン西方海上 宗谷海峡 北海道西方海上 サハリン東方海上 網走沖

### 第2 特別警報・警報・注意報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年法律第165号)、水防法(昭和24年法律第193号)、及び消防法(昭和23年7月24日法律第186号)の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

#### 1 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

##### (1) 種類及び発表基準

###### ア 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

現象の種類	発表想定	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の	暴風が吹くと予想される場合
高潮	台風や同程度の温帯低	高潮になると予想される場合
波浪	気圧により	波浪になると予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風雪が吹くと予想される場合	

## イ気象警報・注意報

## (ア) 警報及び 注意報の種類

警報・注意報の種類		概要
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
警報	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

## (ア) 注意報及び警報の種類 (つづき)

警 報	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(イ) 全般気象情報、北海道地方気象情報、網走・北見・紋別地方気象情報  
気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

## (ウ) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

## (エ) 記録的短時間大雨情報

佐呂間町で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、網走・北見・紋別地方気象情報の一種として発表する。

## (オ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

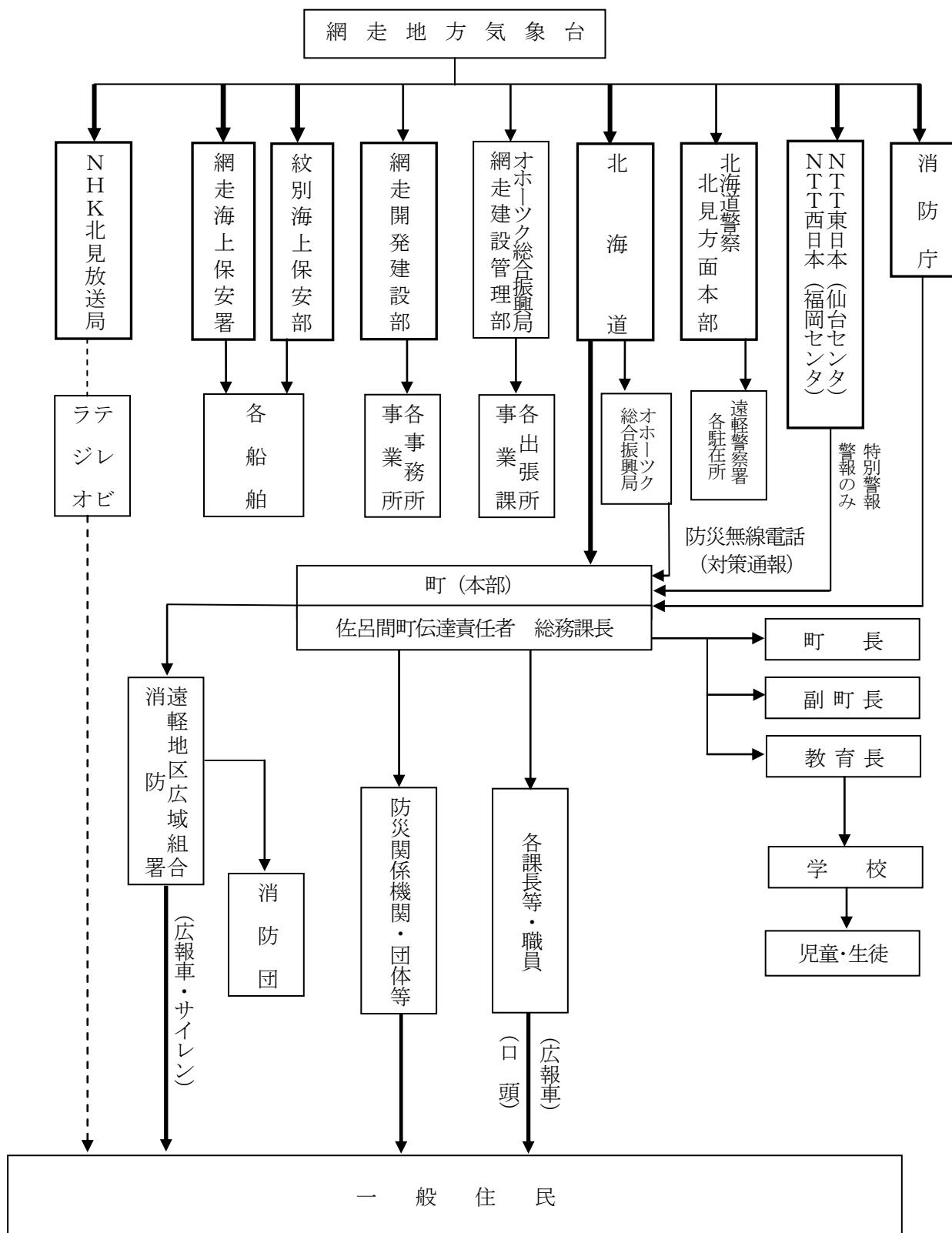
## (カ) 土砂災害警戒情報

オホーツク総合振興局と網走地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

イ 伝 達

伝達系統は次のとおりである。

## 防災気象情報の伝達系統図



※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。（気象業務法第15条第1項）

（大線）は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達

## (2) 海上気象等に関する情報

## ア 海上警報

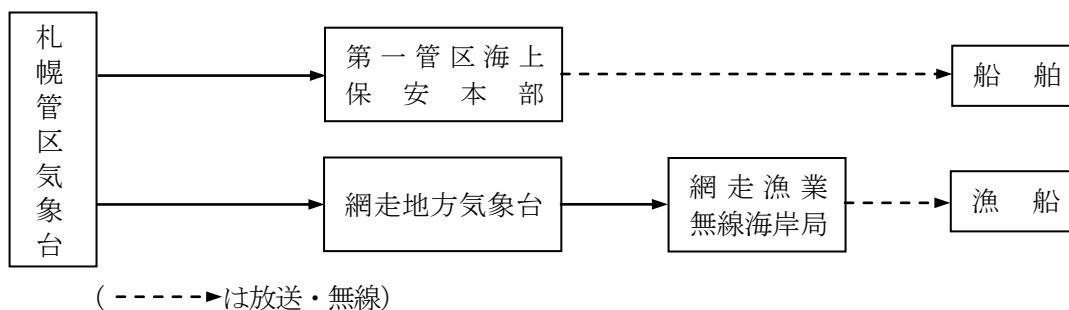
船舶の運行に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって、次の5種類に分けて発表する。

種別	呼 称		
	英文	和文	説 明
一般警報	WARNING	海上風警報	気象庁風力階段表の風力階級7(28~33Kt)の場合
		海上濃霧警報	濃霧について警告を必要とする場合(海上の視程500m以下又は0.3海里以下)
強風警報	GALE WARNING	海上強風警報	気象庁風力階級表の風力階級8(34~40Kt)及び9(41~47Kt)の場合
暴風警報	STORM WARNING	海上暴風警報	気象庁風力階級表の風力階級10(48~55Kt)以上の場合(熱帯低気圧により風力階級12(64Kt~)の場合を除く)
台風警報	TYPHOON WARNING	海上台風警報	熱帯低気圧により気象庁風力階級表の風力階級12(64Kt~)の場合
警報なし	NO WARNING	海上警報なし 海上警報解除	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合

(注) この表に掲げる以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を附した警報を行うことがある。(例:海上着氷警報)

## イ 伝達

伝達系統は次のとおりである。



## (3) 水防活動用気象警報及び注意報

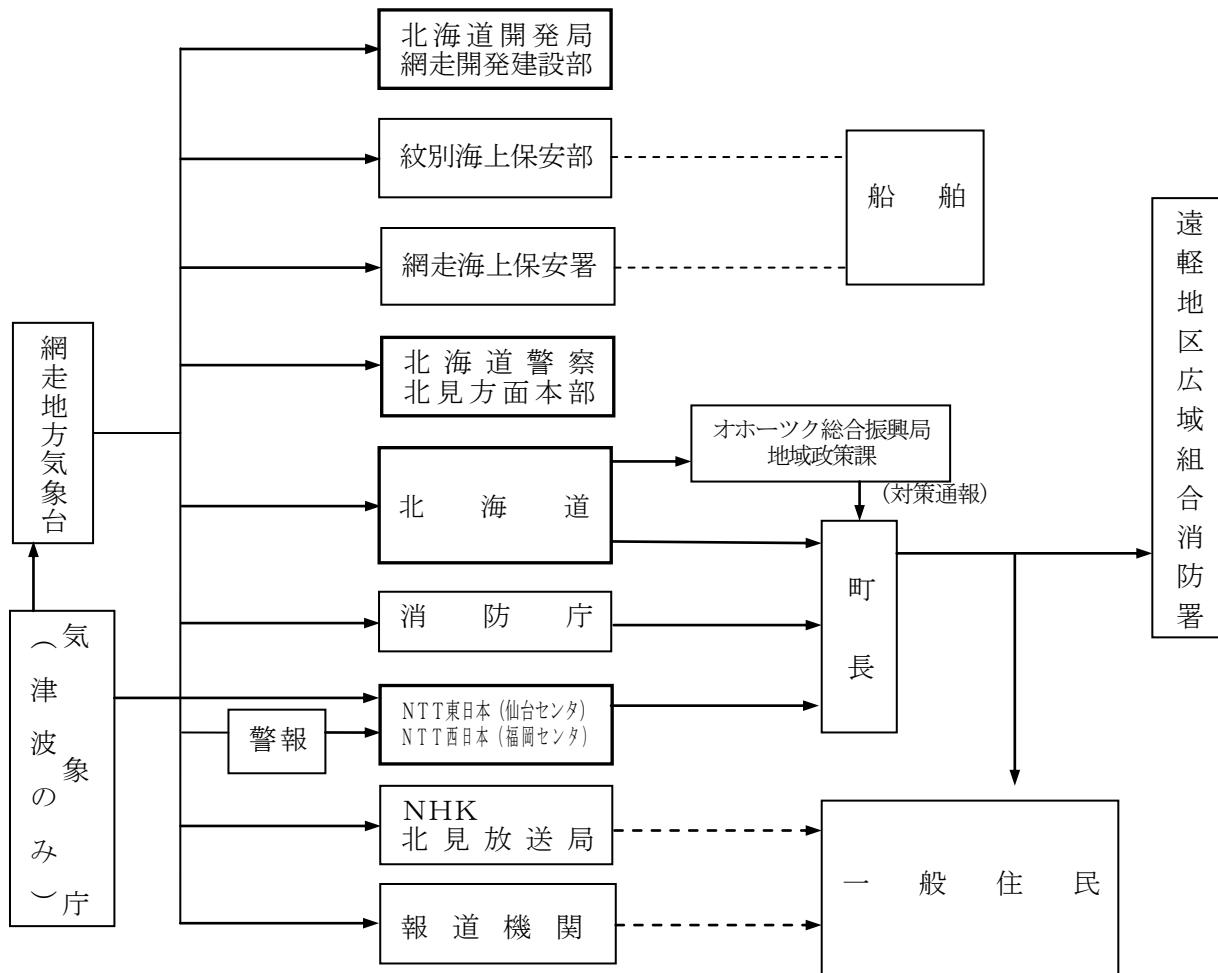
水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる警報及び注意報により代行する。

## ア 種類

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
	高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報
	津波特別警報

## イ 伝達

水防活動用気象注意報・気象警報



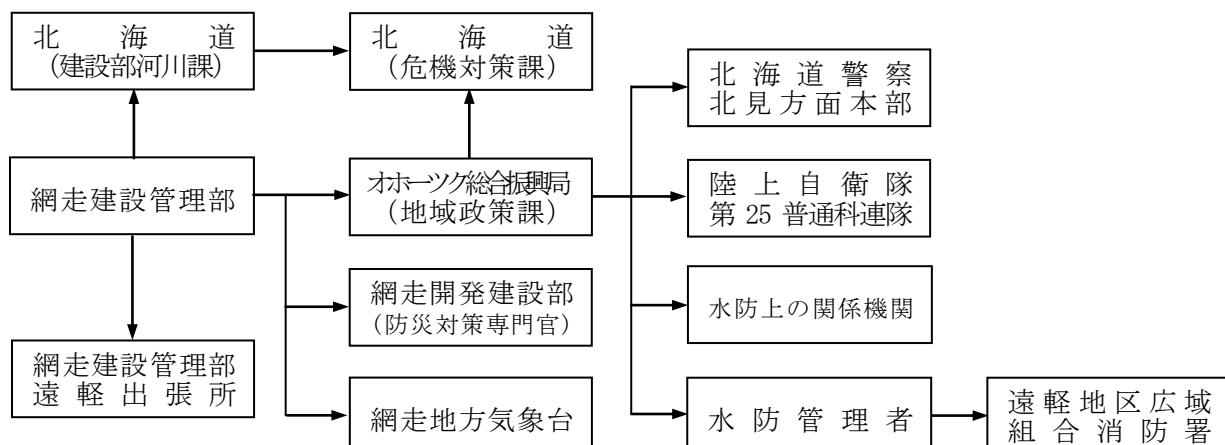
(-----は放送・無線)

※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第3号、4号の規定に基づく法定伝達先。（気象業務法第14条第1項から第3項）

## (4) 水防警報及び水位情報周知

水防警報伝達系統及び避難判断水位到達情報を通知する伝達系統は次のとおりとする。

北海道（網走建設管理部）が発表する場合



### 第3 火災気象通報及び林野火災気象通報の発表基準

#### (1) 火災気象通報

網走地方気象台が行う火災気象通報の発表及び終了は、消防法(昭和23年法律第186号)第22条の規定に基づき、北海道に通報される。

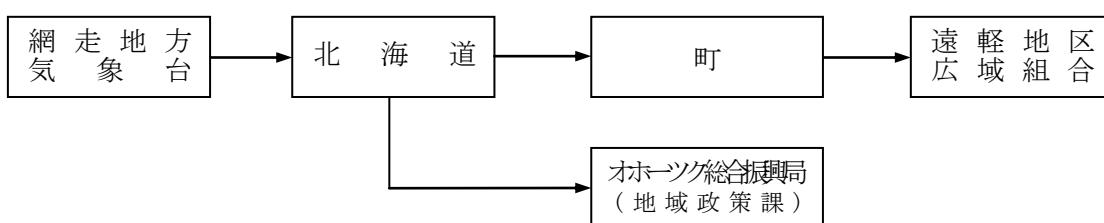
通報を受けた北海道は、管内市町村長に通報する。

#### (2) 通報基準

振興局名	発表官署	通 報 基 準
オホーツク総合振興局	網走地方気象台	実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは、平均風速が陸上で12m/s以上の風が予想される場合。 なお、降水及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。

#### (3) 伝達

伝達方法は次のとおりとする。



#### (4) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は第7章第6節「林野火災対策計画」の定めるところによる。

### 第4 異常現象を発見した者の措置等

#### 1 通報義務（基本法第54条第1及び2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するよう努力しなければならない。

#### 2 警察官等の通報（基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報をうけた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

#### 3 町長の通報（基本法第54条第4項）

異常現象に関する通報を受けた町長は、網走地方気象台及び関係機関に通報しなければならない。